

国民年金だよ



◆年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

次の支給要件に該当し、新たに給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

●支給要件

次の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

【老齢年金生活者支援給付金】

① 65歳以上※1で老齢基礎年金を受けている方。

② 請求される方の世帯全員の町民税が非課税となっている方。

③ 前年の年金収入額※2とその他の所得額の合計が

881,200円以下の方。

※1 請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

【障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金】

① 障害年金又は遺族年金を受給している方。

② 前年の所得額が4,721,000円以下の方。

(所得額には、障害年金等の非課税収入は含まれません。なお、扶養親族の数に応じて増額されます。)

●お知らせ

老齢・障害・遺族基礎年金を受給されている方で、令和5年度において、所得額が前年より低下したこと等により、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和5年9月頃から順次、日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が送付されます。

●請求手続の流れ

① 請求書に氏名などを記入して、旭川年金事務所又は役場住民課に提出してください。

※これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

② 審査結果の通知が日本年金機構から送付されます。

※年金の請求書と併せて提出された場合、給付金の通知は年金証書送付後に送られてきます。

③ 支払月の月上旬に、振込通知書が日本年金機構から送付されます。

④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給となる額になります。

★支給要件を満たす場合、2年目以降の手続は原則不要となります。

★支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

給付金の支払は原則、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途支払われます。

(例) 4月分と5月分を、6月中旬(年金の支払日と同日)に振り込まれます。

原則、請求した月の翌月分からの支払となりますので、速やかな請求

手続をお願いします。

◆日本年金機構を装った不審なSMSに注意ください

現在、日本年金機構を装った不審なSMSが確認されていますが、日本年金機構からSMSにより連絡することはありませんので、ご注意ください。日本年金機構ホームページを利用するには、ブラウザのアドレス欄に、日本年金機構ホームページアドレス

<https://www.nenkin.go.jp>が表示されていることを必ずご確認ください。

◆給付金のお問い合わせは

「給付金専用ダイヤル」へ
0570-05-4092
050から始まる電話でおかけになる場合は

03-5539-2216
又は旭川年金事務所
0166-25-5606

までお問い合わせください。
※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。